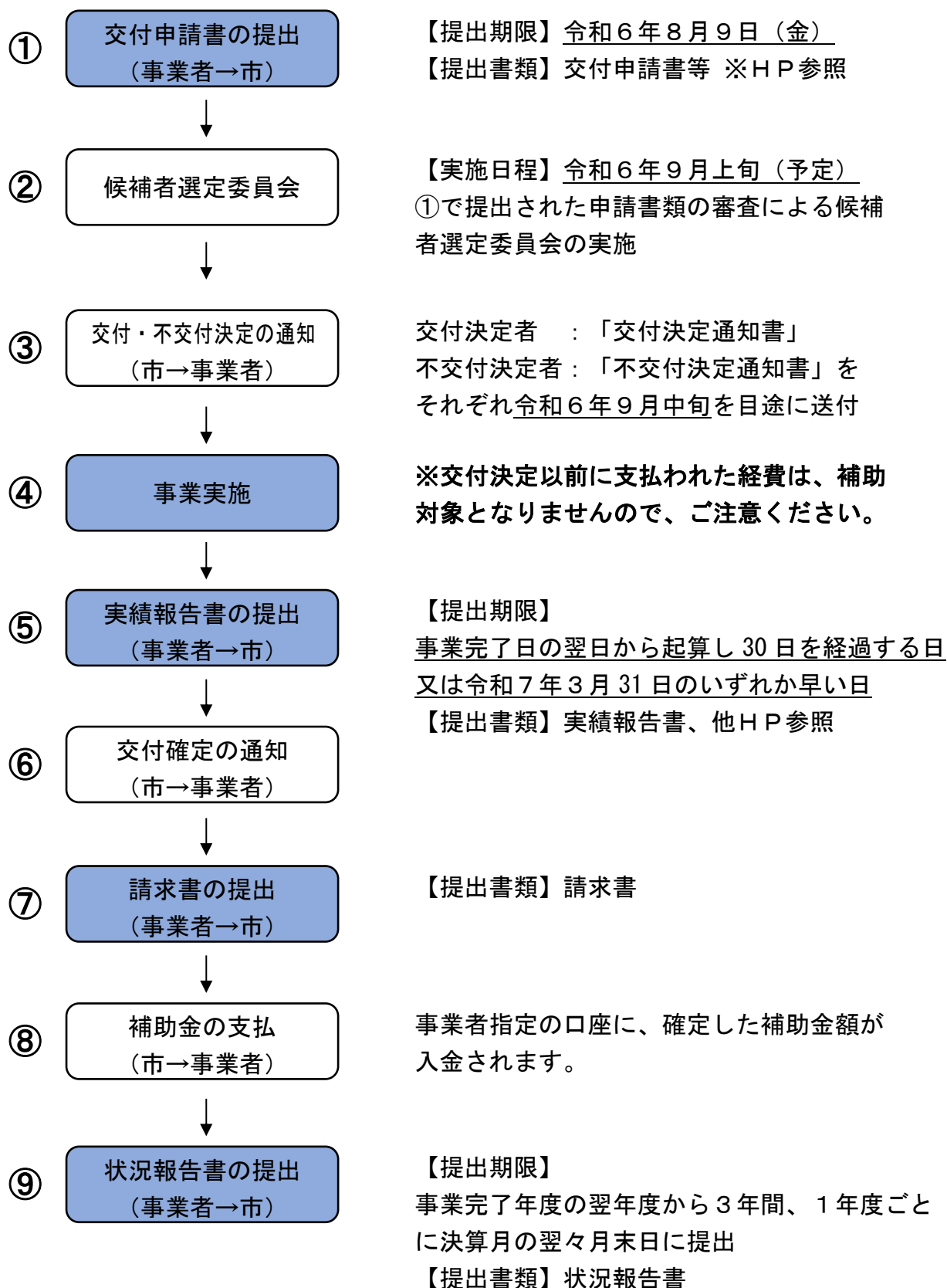


鹿屋市特産品販売推進支援事業の流れ（2次募集）



令和6年度鹿屋市特産品販売推進支援事業補助金

市内の事業者が、製造又は加工する食品の品質及び生産能力の向上による販路拡大に取り組むための機械導入に要する経費の一部を助成します。

申請の要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内に本店、支店、営業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人若しくは団体 ■ <u>市内で食品の製造又は加工に取り組んでいること</u> ■ 本市のふるさと納税返礼品取扱事業者であること（又は年度内に返礼品取扱事業者として登録申請を行う予定であること） ■ 事業を活用して導入した機械により製造、加工する食品について、本市のふるさと納税返礼品であること（又は年度内にふるさと納税返礼品として登録申請を行う予定であること） ■ 市税の滞納がないこと ■ <u>過去に本事業による補助金の交付を受けていないこと</u>
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内で製造又は加工した食品の品質及び生産能力の向上に必要な機械の導入に要する経費（機械の購入費） ※機械の購入に伴う設置、運搬に係る経費については対象外
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助対象経費の2分の1以内（上限 250 万円） ※ただし、本補助金で導入する機械を使用し製造、加工する食品の前年度の本市のふるさと納税の寄附申込件数（対象商品が複数ある場合は、それぞれの寄附申込件数を合計した件数）が 500 件以上の事業者は上限 1,000 万円
申請期間	令和6年7月9日（火）～8月9日（金）
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> ① 交付申請書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 誓約書 ⑤ 直近 3 期分の決算書の写し（個人の場合は、確定申告書等の写し） ⑥ 市税に滞納がないことがわかる証明書（滞納なし証明書） ⑦ 市内に住所を有していることを証明する書類（定款等の写しなど） ⑧ 補助対象経費の内容を確認できる書類（見積書等の写し） ⑨ 導入する機械を使用し生産する食品のリスト ⑩ その他必要となる書類
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 機械の購入については、交付決定後に行ってください。（9月中旬に交付決定予定） ■ 令和7年3月31日までに、導入した機械を使用して製造・加工した食品をふるさと納税返礼品登録申請する必要があるため、計画的な機械の導入をお願いします。

※下線部は、前年度事業から変更のあった部分になります。